

○財務省告示第五十一号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件（平成十七年三月財務省告示第三百三十号）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件（平成十七年三月財務省告示第三百三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>「略」</p> <p>関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第五項第六号ニに規定する財務大臣が定めるところは、<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）</u> X六九三三又は国際標準化機構の規格一二六五三―三に準拠したテストチャート</p> <p>ートを規則第三条第五項の特例輸入者、特定輸出者</p>	<p>「同上」</p> <p>関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第五項第六号ニに規定する財務大臣が定めるところは、<u>日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）</u> X六九三三又は国際標準化機構の規格一二六五三―三に準拠したテストチャートを規則第三条第五項の特例輸</p>

又は申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者及び貨物を業として輸出する者が使用する同項第二号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面及び書面において、日本産業規格 X 六九三三における四の相対サイズの文字及び ISO 図形言語又は国際標準化機構の規格一二六五三―三における四ポイントの文字及び一四〇図票を認識することができる。

入者、特定輸出者又は申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者及び貨物を業として輸出する者が使用する同項第二号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面及び書面において、日本工業規格 X 六九三三における四の相対サイズの文字及び ISO 図形言語又は国際標準化機構の規格一二六五三―三における四ポイントの文字及び一四〇図票を認識することができる。

備考 表中の「」の記載は注記である。